

弁護士会における 公益通報相談

2022年9月1日～2024年3月31日集計

日本弁護士連合会（消費者問題対策委員会作成）

はじめに

2020年に公益通報者保護法が一部改正され、2022年6月から施行された。その後、同改正法の施行から一定期間が経過した2024年5月より、消費者庁において公益通報者保護制度検討会が開催されているところであり、日弁連消費者問題対策委員会では、引き続き同法の更なる改正と制度の充実に向けて検討を行っている。

本統計資料は、公益通報に関する法改正に向けた取組として立法事実の収集・分析を行うために、全国の弁護士会、特に公益通報の相談窓口を設けている弁護士会による相談件数の集計情報を元に、日弁連消費者問題対策委員会において作成したものである。

本相談集計の前提条件

1 期間

2022年9月1日から2024年3月31日までの1年7か月間

2 1の期間内に公益通報に関する相談を実施し、 集計を行った弁護士会

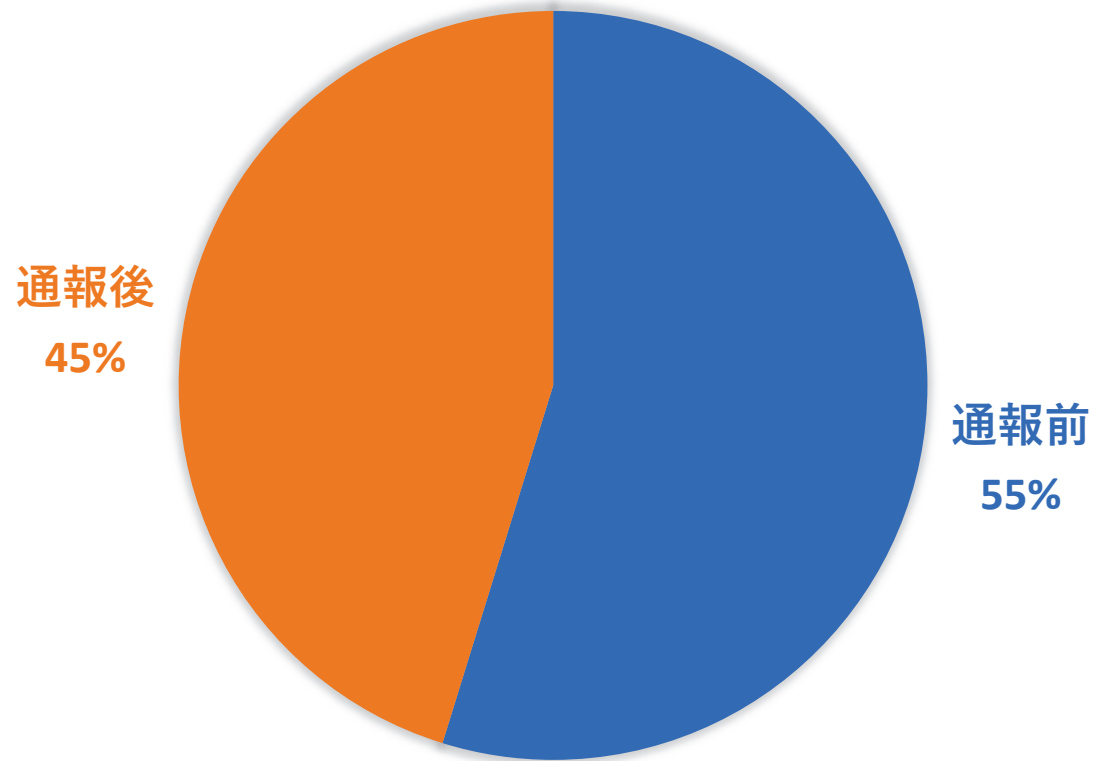
東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会
千葉県弁護士会、群馬弁護士会、大阪弁護士会、
京都弁護士会の7弁護士会（一部集計期間が短い弁護士会あり）

3 実施方法

2の弁護士会で実施した公益通報相談に際して、相談担当
弁護士が相談記録用紙でのチェック項目に沿って入力した
内容を集計したもの。

【 通報前の相談か、通報後の相談か 】

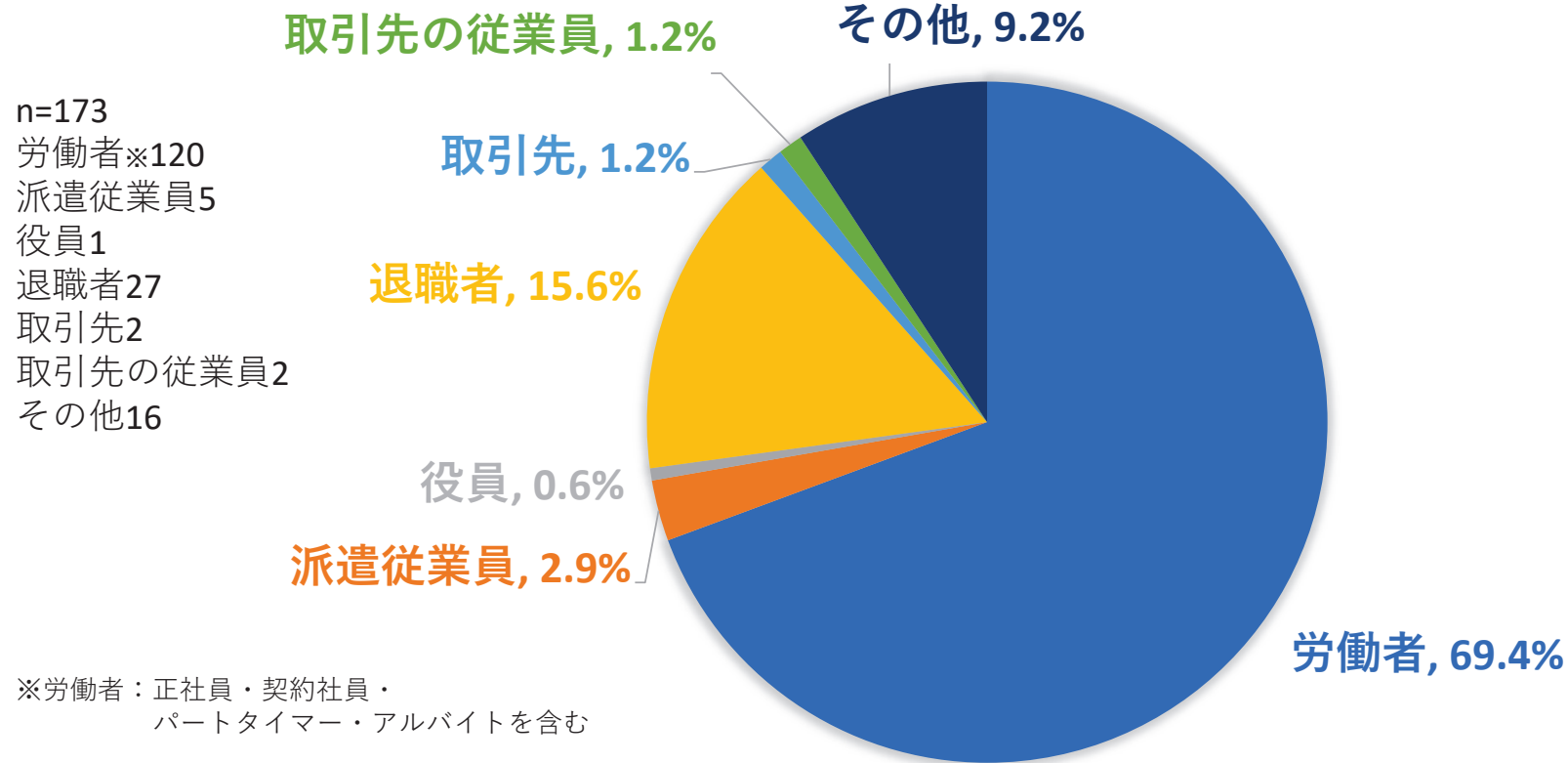
n=157件
通報前86件
通報後71件



通報前、通報後いずれの相談も同程度あるが、通報前の相談の方がやや多い。

A 主体（公益通報者性）

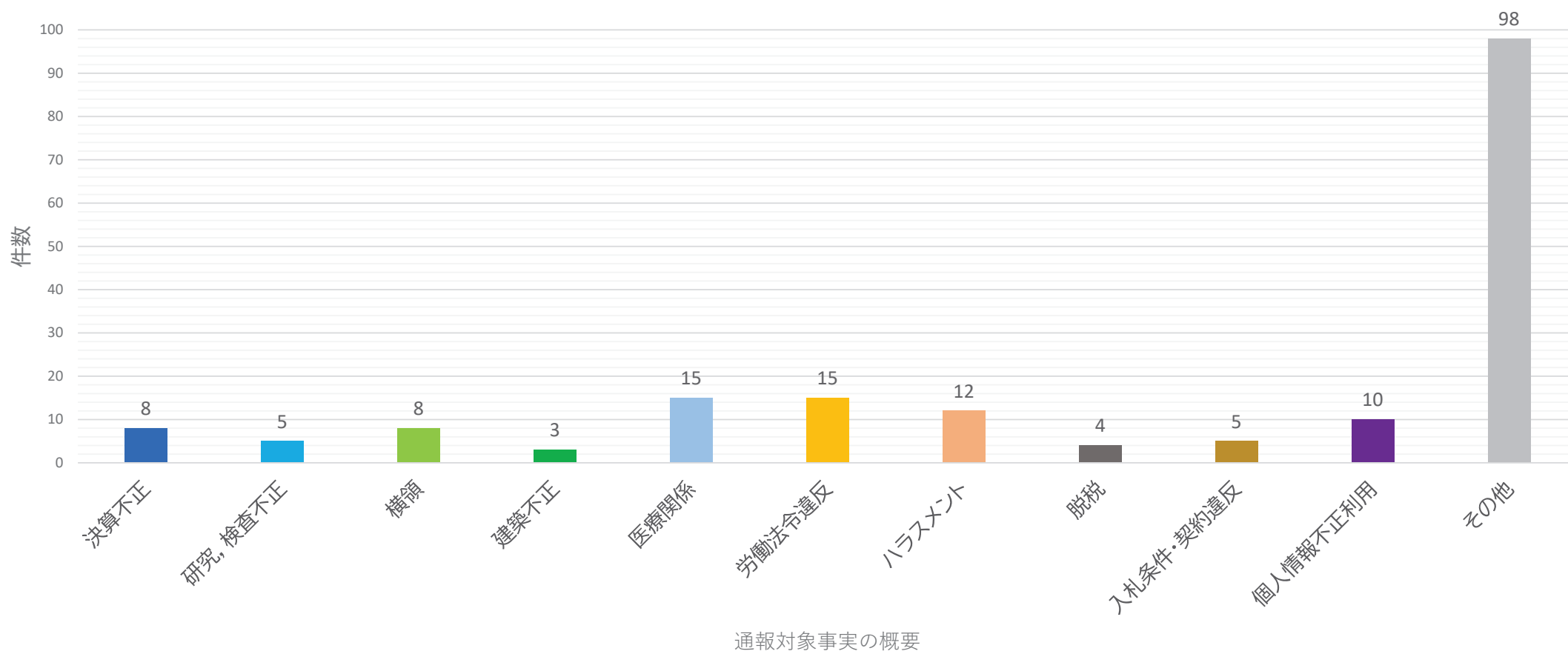
【 相談者の属性 】



相談者の7割超が労働者・派遣従業員からの通報であり、次いで退職者からの相談が16%と多い。数は少ないが取引先関係者からの相談もみられる。

B 通報対象事実該当性

【 通報対象事実の概要 】



相談内容における通報対象事実の概要は、労働分野等が多いといえるが、幅広い。

B 通報対象事実該当性

【 公益通報者保護法の別表の法律違反の有無 】

n=156

有82

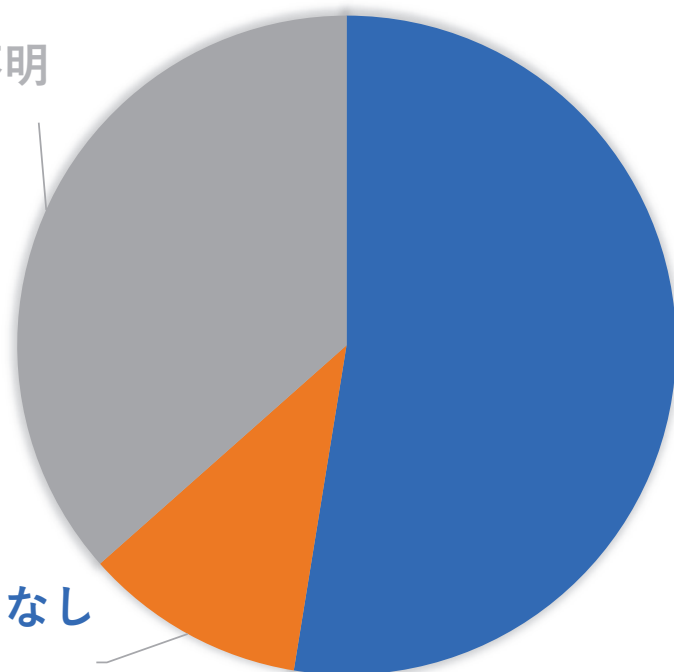
無17

不明57

別表の法律違反 不明
36%

別表の法律違反 なし
11%

別表の法律違反 あり
53%



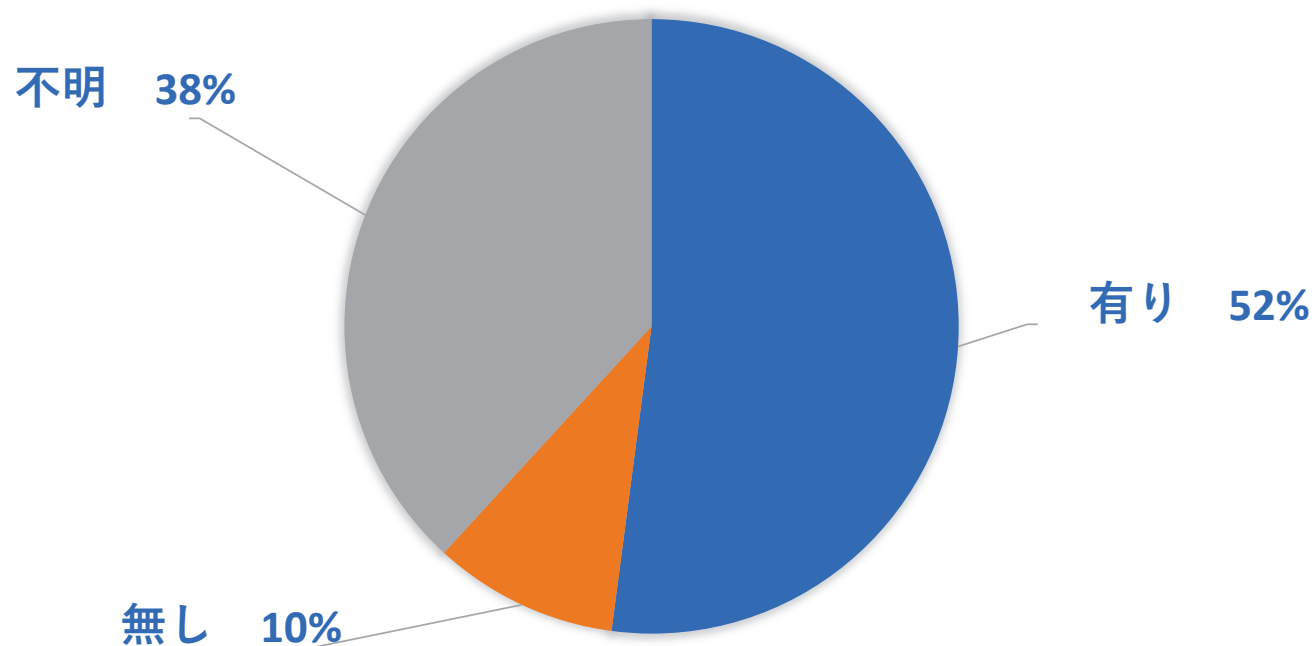
別表の法律違反についての相談が半数超の53%。

36%は相談担当弁護士が相談時点で別表の法律違反の有無が判断できなかった。

B 通報対象事実該当性

【 刑事罰・過料、その他行政処分につながる違反の有無】

n=144
有75
無14
不明55



刑事罰・過料、その他行政処分の対象事実に関する相談が半数超の52%。
38%は相談担当弁護士が相談時点で刑事罰・過料、その他行政処分の対象事実か否かが判断できなかった。

C 保護要件

n=145

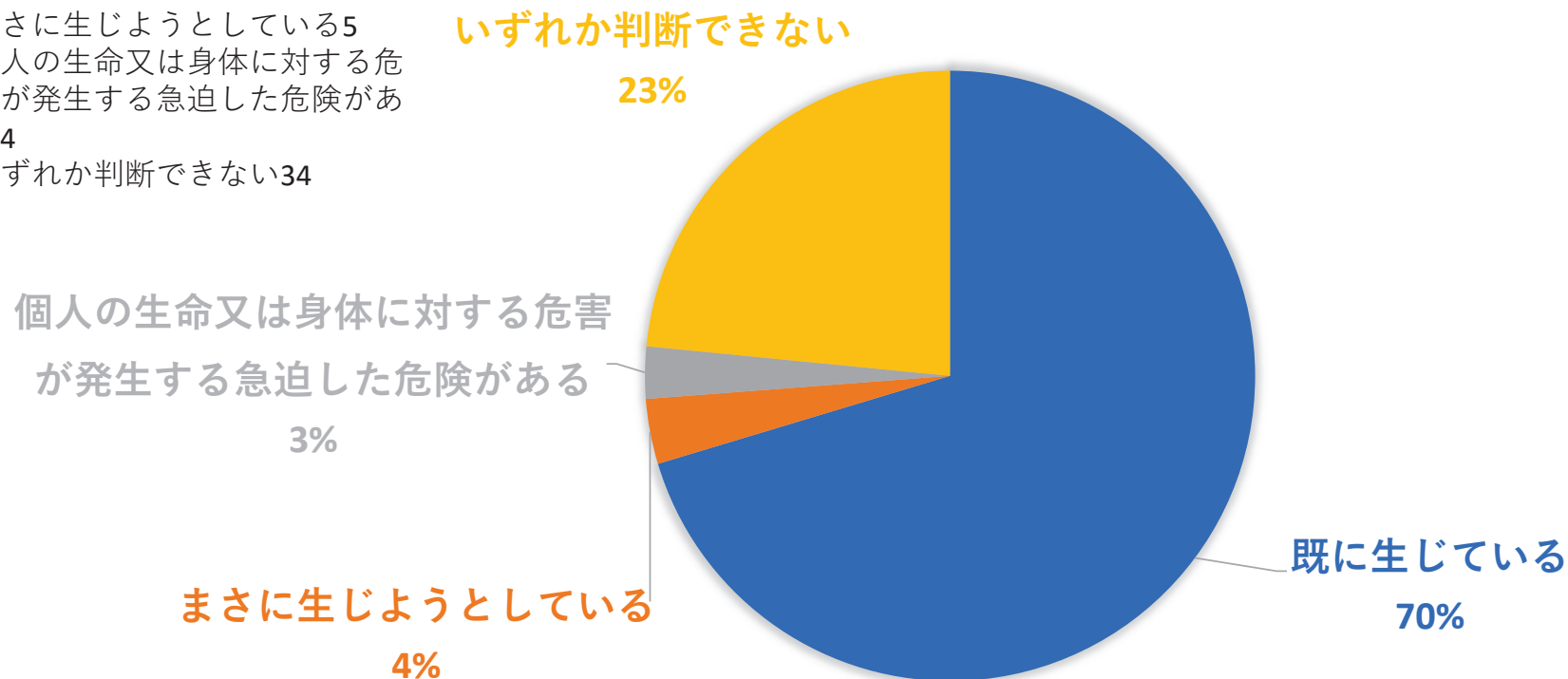
既に生じている102

まさに生じようとしている5

個人の生命又は身体に対する危害が発生する急迫した危険がある4

いずれか判断できない34

【 切迫性等の要件該当性 】



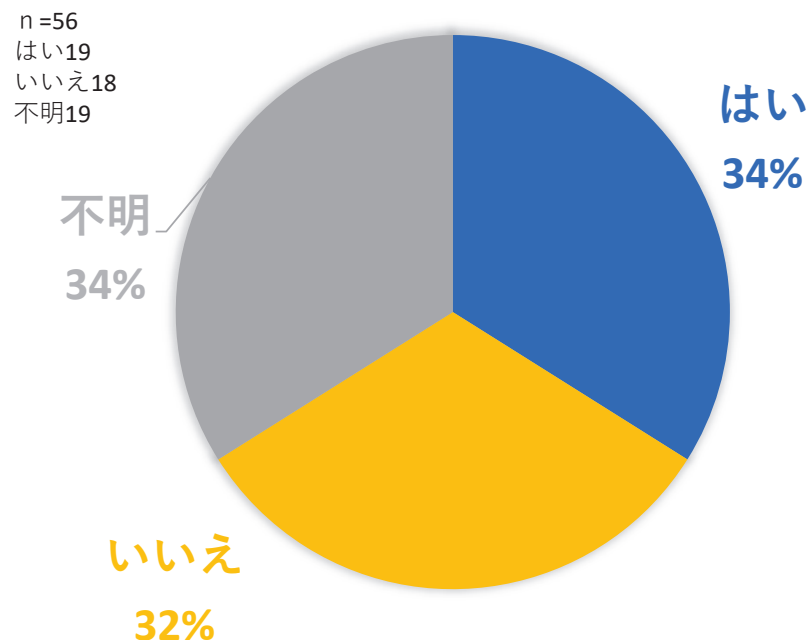
既に生じている事実についての通報が70%と多い。

「個人の生命又は身体に対する危害が発生する急迫した危険性がある」相談も件数は多くはないものの含まれている。

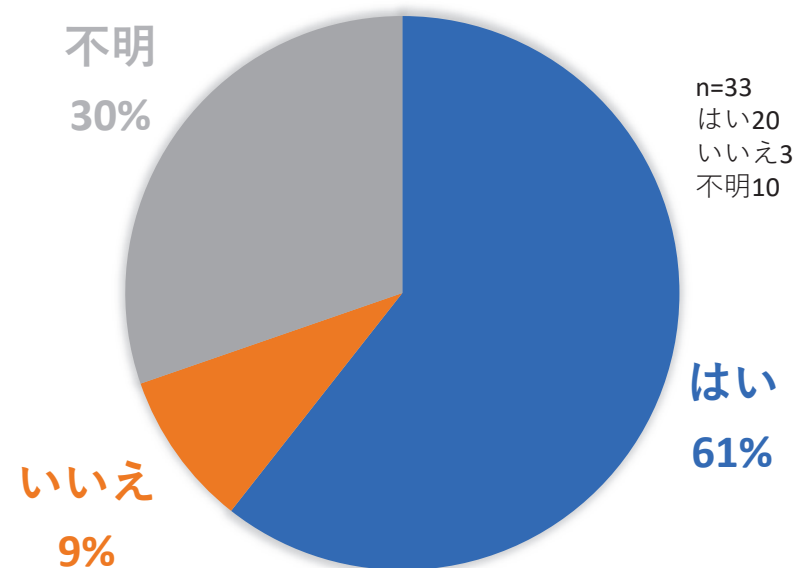
C 保護要件

内部通報をした相談者について、通報後20日経過したか否か

【内部通報後20日経過したか】



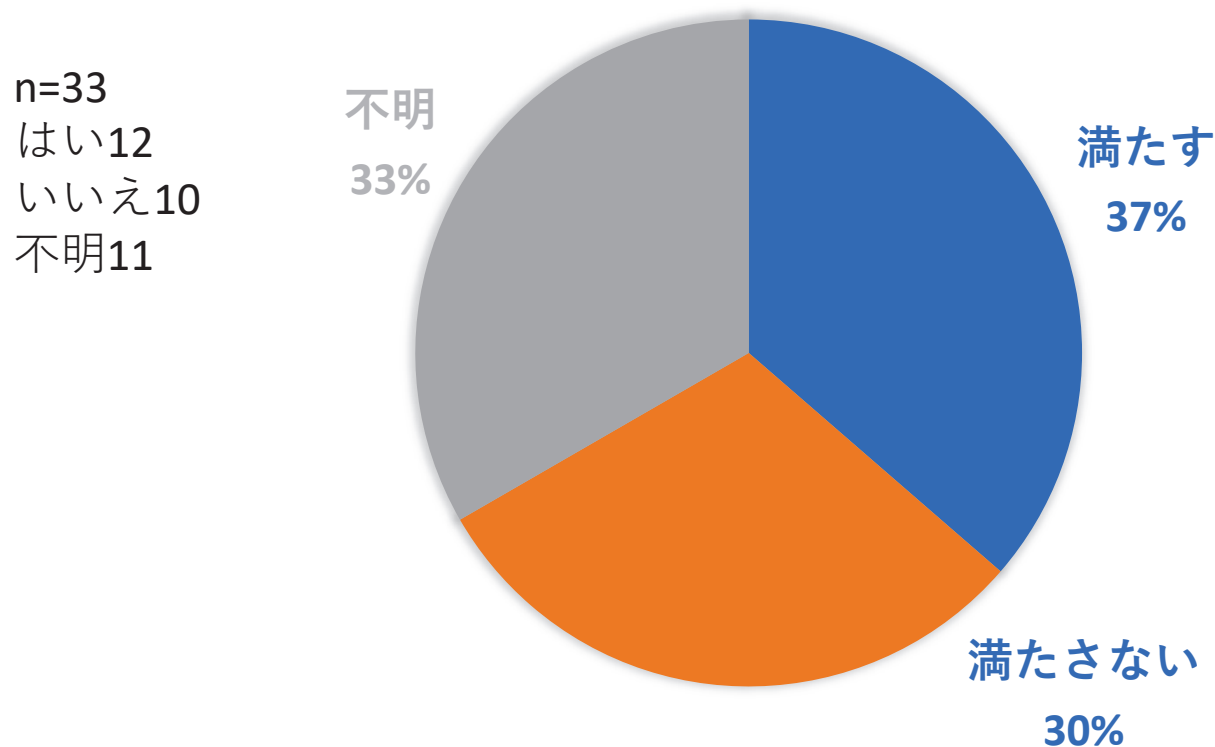
【参考：行政通報後20日経過したか】



内部通報した相談者について、通報から20日経過の保護要件を満たす者と満たさない者が同数であった。なお、行政通報後20日経過の有無を問う質問には経過したとの回答割合が多く、行政通報の方が初動対応に時間がかかる割合が多いことが伺える。

C 保護要件

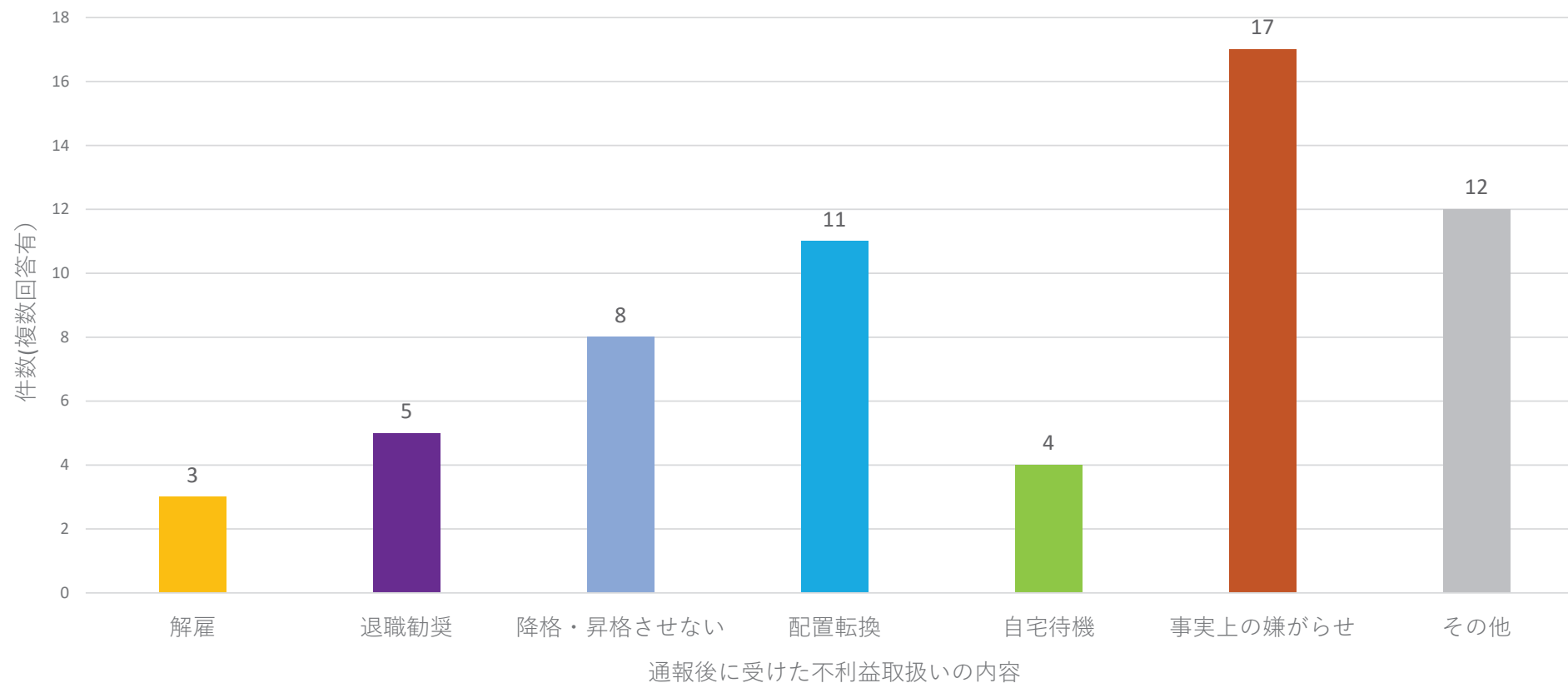
【（行政通報をした相談者）書面要件を満たすか】



行政通報をした相談者について、書面による保護要件を満たす者が37%で満たさない者が30%であった。

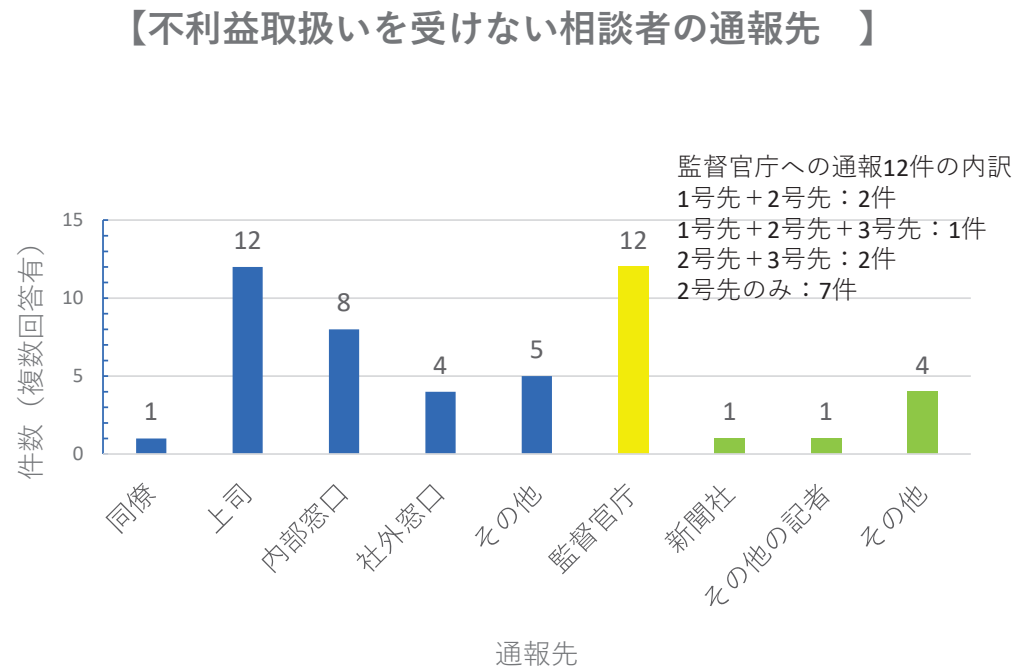
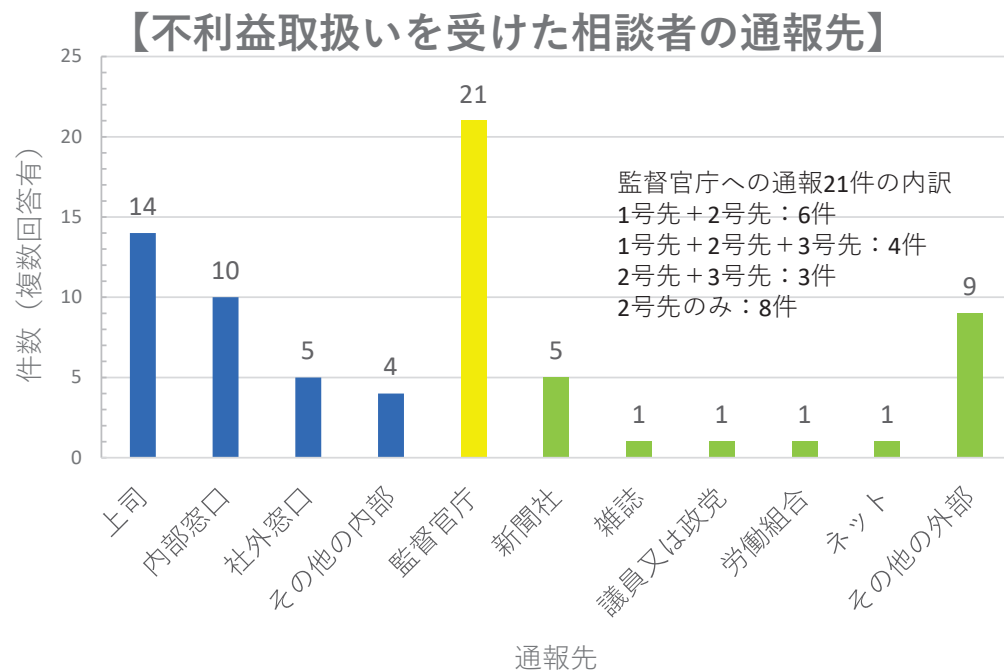
D 不利益取扱い

【 通報後に受けた不利益取扱いの内容 】



懲戒処分等の不利益性が明確な相談も一定数あるが、降格・昇格させない／配置転換／事実上の嫌がらせ等の“不利益取扱いの有無”から問題となり得る相談内容が多い。

D 不利益取扱い 不利益取扱いの有無と通報先の比較



内部33件、行政21件、外部18件

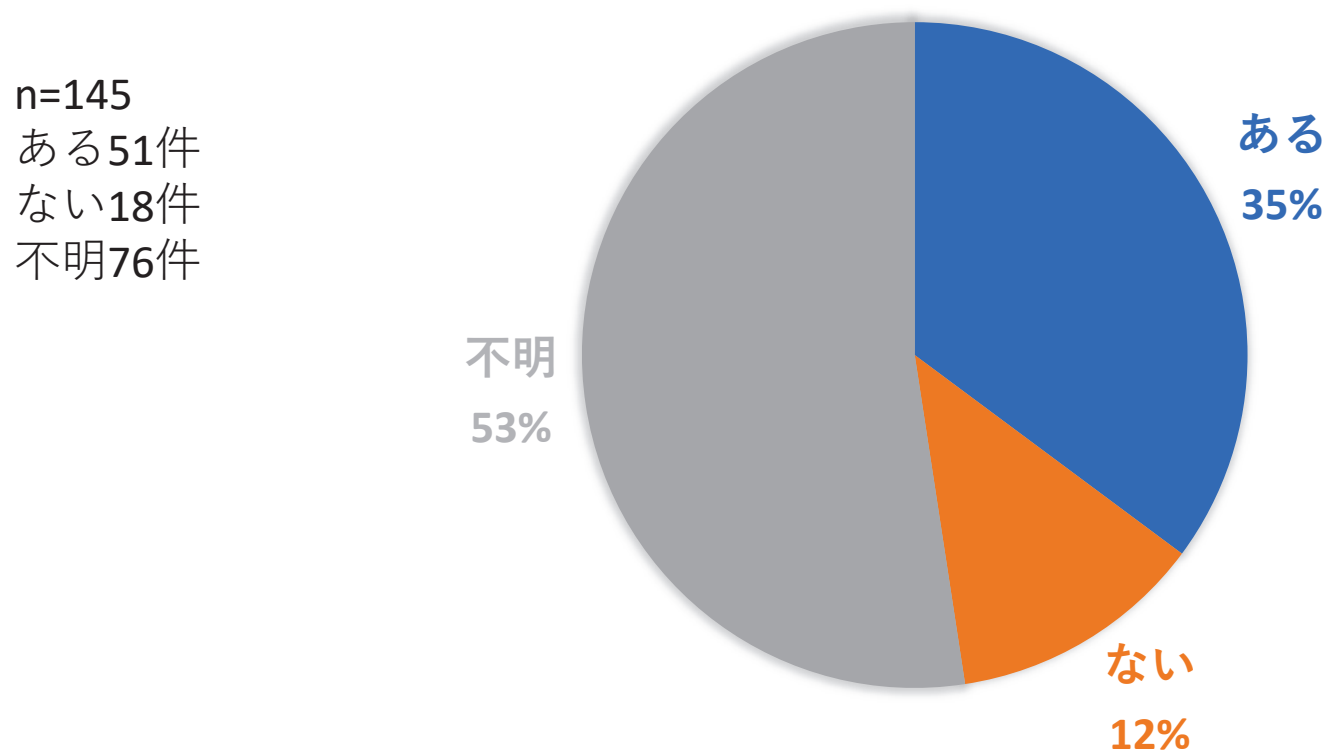
内部30件、行政12件、外部6件

1・2号通報先は不利益取扱いの有／無は同程度。3号通報先は不利益取扱いを受ける件数が多い。
 内部通報者の通報先は上司への通報が多い（不利益取扱いを受けた場合、受けていない場合ともに）

- ※ 1号通報：当該役務提供先等に対する公益通報
 2号通報：処分又は勧告等をする権限を有する行政機関等に対する通報
 3号通報：その他の外部通報先への公益通報

E 裏付資料

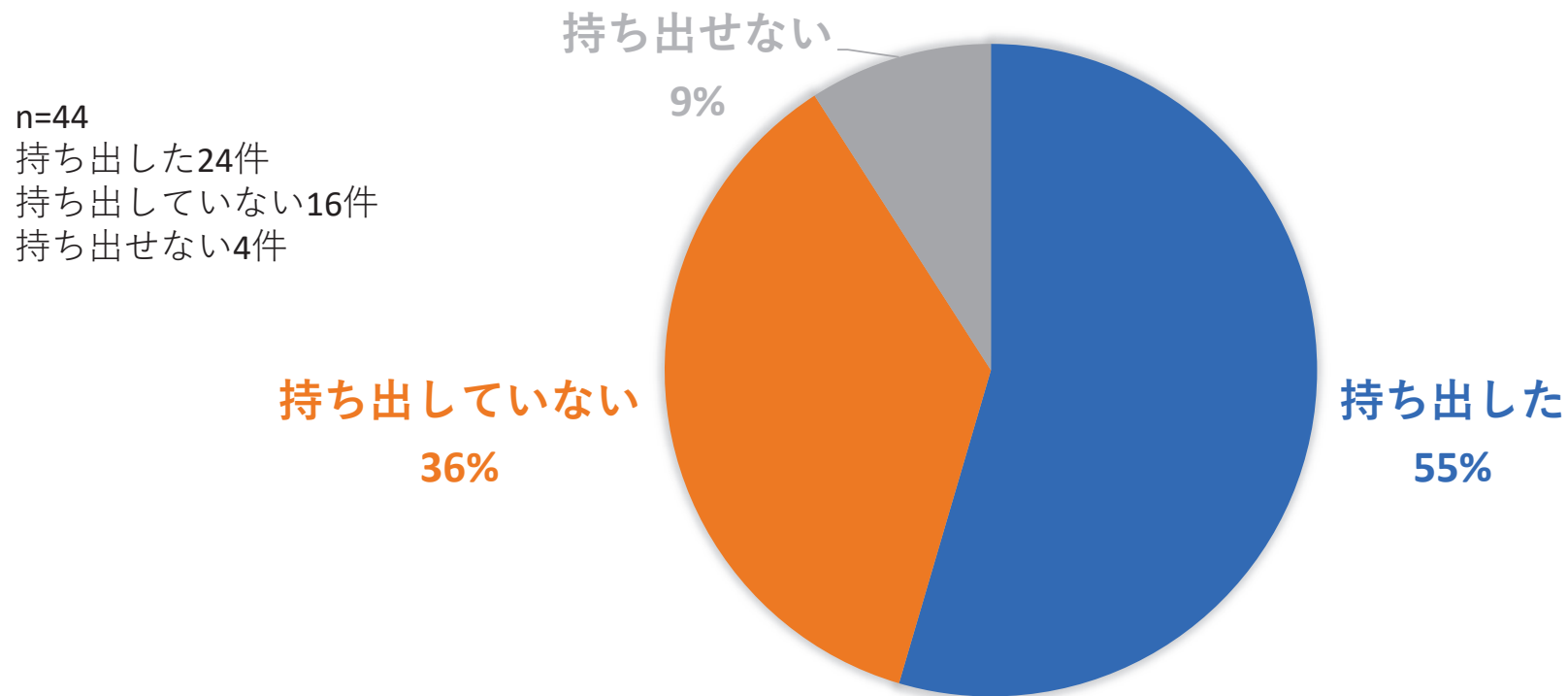
【 根拠となる資料・情報媒体の有無等 】



相談段階では証拠資料の有無が不明な場合が多いものの、35%では証拠資料が存在する状況で相談をしている。

E 裏付資料

【（証拠資料が存在する場合）持出しの有無】



証拠資料が存在するケースでは、半数強が証拠資料を持ち出しているが、持ち出していない相談者も36%いる。

全体のまとめ（1 / 2）

- 弁護士会公益通報相談窓口への相談は、**通報前相談45%**と**通報後相談55%**であり、通報前後を通じた法的アドバイスのニーズがある。
- 相談者（通報者及び通報予定者）の属性は**労働者69.4%**、**退職者15.6%**の順に多いが、多様である。
- 相談における通報対象事実は労働関係法令の割合がやや多いものの多様であり、脱税等の本法の対象法令外のものも含まれる。
- 相談担当弁護士が通報対象事実該当性や切迫性等要件について相談時に判断ができないケースが相当割合ある（そのため、相談者側も本法により保護されるかどうかの的確なアドバイスが受けられていないと解される。）。
- 行政通報をした相談者について、書面要件を満たさない通報が**30%**あり、匿名通報のニーズを裏付けている。

全体のまとめ（2 / 2）

- 不利益取扱いに関する相談には、降格・昇格させない／配置転換／事実上の嫌がらせ等の“不利益取扱いの有無”から問題となり得る相談内容が多い。
- 不利益取扱いを受けたという相談者の通報先は内部通報が多い（33件）。監督官庁のみに通報した相談者が不利益取扱いされたとの相談も8件あり、監督官庁が守秘義務を貫徹していると仮定すると、通報者の探索等の背景が伺われる。
- 裏付資料が存在するものの持ち出していない・持ち出せないとの相談が45%あり、持ち出しに相当のハードルがある。